2. HTTR 原子炉施設の地震による損傷の防止

(適合性説明資料)

HTTR 原子炉施設の耐震設計方針

HTTR 原子炉施設は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年12月18日施行)」に適合するように、以下の要求を満たすものとする。

1. 耐震設計の基本方針

原子炉施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放 射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影 響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、S クラス、B クラス及 びC クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。

- S クラス:安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばく を与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。
- B クラス: 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響がSクラスと比べ小さ い施設。
- C クラス: Sクラス、Bクラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安 全性が要求される施設。

耐震重要度分類のうち、Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対して安全 機能が保持できる設計とする。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力 のいずれか大きい方の地震力におおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とす る。また、下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわ ない設計とする。

耐震重要度分類のうち、Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむ ね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。また、Bクラス施設のうち、共振のお それのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用い る地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。

2. 地震力の算定法

設計用地震力は、次の方法で算定される静的地震力及び動的地震力のうち、いずれか大きい方とする。

- (1) 静的地震力
 - (i) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 Ci に、次に示す耐震重要度分類に応じた係

数を乗じ、更に当該層以上の重量を乗じて算定する。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

C クラス 1.0

ここに、Ciは、標準せん断力係数 C0 を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値である。

必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 Ci に乗じる施設の耐 震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに 1.0 とし、その際 に用いる標準せん断力係数 C0 は 1.0 とする。

Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3を基準とし、建物・構築物の 振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震 度は高さ方向に一定とする。

(ii)機器・配管系

静的地震力は、上記(i)に示す地震層せん断力係数 Ci に施設の耐震重要度分類 に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(i)の鉛直 震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(2) 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるもの に適用する。

S クラスの施設については、基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd から定める入力地震動を入力とする。弾性設計用地震動 Sd は、基準地震動 Ss の応答スペクトル との比率を 0.5 倍として設定する。

B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じた動的地震力を適用する。

基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方 向について適切に組合せたものとして算定する。

(3)入力地震動

原子炉施設に対する入力地震動は、解放基盤表面(約 G.L.-172.5 m)で定義され る基準地震動及び弾性設計用地震動の伝播特性や地盤の非線形応答に関する動的変 形特性等を適切に考慮して1次元波動論又は必要に応じ2次元有限要素法解析によ り応答計算し算定する。

3. 動的解析法

(1) 建物・構築物

動的解析は、スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いて行う ものとする。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性は、それらの形状、 構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定す る。

動的解析には、地盤-建家間の動的相互作用を考慮する。解析は、地盤-建家を スウェイ-ロッキングモデルに置換して行う。

弾性設計用地震動に対しては、弾性応答解析を行う。

基準地震動に対しては、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合 には、規格・基準又は実験式等に基づき、該当する部分の構造特性に応じて、そ の弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

また、施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための応答解析にお いて、建物・構築物等の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、 その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

(2)機器・配管系

(i) 金属構造物

機器については、その形状を考慮したモデル化を行い、設計用床応答スペクト ルを用いたスペクトル・モーダル解析又は時刻歴応答解析等により応答を求め る。

配管系については、熱的条件及び構造を考慮して分類し、それぞれ適切なモデ ルを作成し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析により 応答を求める。

動的解析に用いる減衰定数は、「原子力発電所の耐震設計技術指針」(JEAG4601、 同補)⁽¹⁾、振動実験⁽²⁾⁽³⁾、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。

なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の 加速度を用いて地震力を算定する。

(ii) 黒鉛構造物

炉心を構成する黒鉛ブロックは、地震時に相互に衝突を繰返す非線形振動挙動を示す。そのため、黒鉛ブロック群の振動解析法としては、ブロック間の衝突現象を考慮する方法を用いる⁽⁴⁾。各黒鉛ブロックに作用する衝突力、ブロックの変位等は、時刻歴応答解析により求める。

図1に炉心構成要素を示す。

- 4. 荷重の組合せと許容限界
 - 4.1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。

- (1) 建物・構築物
 - (i) 運転時の状態
 原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。ただし、
 運転状態には、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。
 - (ii) 設計基準事故時の状態原子炉施設が設計基準事故時にある状態。
- (iii) 設計用自然条件設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。
- (2)機器・配管系
 - (i) 通常運転時の状態
 原子炉施設の起動、停止、出力運転、燃料交換等が計画的又は頻繁に行われた
 場合、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。
 - (ii) 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は 運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱に よって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原 子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全 設計上想定すべき事象が発生した状態。

(iii) 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態 が発生した場合には原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがある ものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

- 4.2 荷重の種類
 - (1) 建物・構築物
 - (i) 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、即ち固定荷 重、積載荷重、土圧、水圧並びに通常の気象条件による荷重
 - (ii) 運転時の状態で施設に作用する荷重
 - (ⅲ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
 - (iv) 地震力、風荷重、積雪荷重運転時及び設計基準事故時の荷重には、機器・配管から作用する荷重が含まれ

るものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管からの反力、スロッシング等 による荷重が含まれるものとする。

- (2)機器・配管系
 - (i) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重
 - (ii) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
 - (iii) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
 - (iv) 地震力
- 4.3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

- (1) 建物・構築物
 - (i) Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に対して、地震力と常時作用している 荷重、運転時(通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時)に施設に作用する 荷重とを組合せる。
 - (ii) Sクラスの施設に対して、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態
 で施設に作用する荷重のうち、長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震
 動による地震力又は静的地震力とを組合せる。
- (2)機器・配管系
 - (i) Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に対して、地震力と、通常運転時又は 運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重とを組合せる。
 - (ii) Sクラスの施設に対して、地震力と運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち、地震によって引起こされるおそれのある事象によって作用する荷重とを組合せる。
 - (iii) Sクラスの施設に対して、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事 故時の状態のうち、地震によって引起こされるおそれのない事象によって作 用する荷重で、その作用が長時間続く場合には、その荷重と弾性設計用地震動 による地震力又は静的地震力とを組合せる。なお、地震によって引起こされる おそれがなく、かつ、その事象によって作用する荷重が短時間で終結する場合 には、地震力と組合せない。
- (3)荷重の組合せ上の留意事項
 - (i) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向 と鉛直方向の地震力を適切に組合せ算定するものとする。
 - (ii) 明らかに、他の荷重の組合せ状態での評価が厳しいことが判明している場合

には、その荷重の組合せ状態での評価は行わなくてもよいものとする。

- (iii) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生 起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしも、それぞれ の応力のピーク値を重ねなくともよいものとする。
- (iv) 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を検 討する場合においては、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力と常時 作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを 組合せる。
- 4.4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組合せた状態に対する許容限界は、次のとおり とする。

- (1) 建物・構築物
 - (i) Sクラスの建物・構築物
 - (a) 弾性設計用地震動による地震力又は静的震度による地震力との組合せに 対する許容限界
 - 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許 容限界とする。
 - (b) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物が構造物全体として、十分変形能力(ねばり)の余裕を有し、 終局耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとする。

なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大してい くとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、 日本建築学会「建築耐震設計における保有耐力と変形性能」実験式⁽⁵⁾等に基 づき適切に定めるものとする。

- (ii) B、Cクラスの建物・構築物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (iii) 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物
 上記の「(i) Sクラスの建物・構築物、(b) 基準地震動による地震力との組
 合せに対する許容限界」を適用するほか、耐震クラスの異なる施設が、それを支
 持する建物・構築物の変形等に対して、その機能が損なわれないものとする。
- (iv) 建物・構築物の保有水平耐力
 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が、必要保有水平
 耐力に対して、妥当な安全余裕をもたせることとする。
- (2)機器・配管系

- (i) Sクラスの機器・配管系
 - (a) 弾性設計用地震動による地震力又は静的震度による地震力との組合せに 対する許容限界

金属構造物については、JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び 基準に基づき、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界 とする。金属構造物のうち高温に達するものについては、「高温ガス炉第1 種機器の高温構造設計指針」⁽⁶⁾による許容応力を許容限界とする。

炉心支持黒鉛構造物については、引張強さ及び圧縮強さを基準にし、「高 温ガス炉炉心支持黒鉛構造物の構造設計指針」⁽⁷⁾による許容応力を許容限界 とする。なお、対象はサポートポストの炉心支持機能とする。

(b) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

金属構造物については、JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び 基準に基づき、構造物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変 形、亀裂、破損等が生じず、その施設の機能に影響を及ぼすことがない程度 に応力を制限する値を許容限界とする。金属構造物のうち高温に達するも のについては、「高温ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」による許容応 力を許容限界とする。

炉心支持黒鉛構造物については、引張強さ及び圧縮強さを基準にし、「高 温ガス炉炉心支持黒鉛構造物の構造設計指針」による許容応力を許容限界 とする。なお、対象はサポートポストの炉心支持機能とする。

(ii) B、Cクラスの機器・配管

JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、降伏応力 又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

- (iii) 炉心構成要素(燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロック)
 炉心構成要素については、地震時に作用する荷重に対して、崩壊熱除去可能な
 形状が阻害されないこと、及び過大な変形や破損を生じることにより、制御棒の
 挿入が阻害されないことを確認するため、「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設
 計指針」による許容応力を許容限界とする。図1に炉心構成要素を示す。
- (iv) 動的機器

地震時に動作を要求される動的機器については、解析により確認されている 機能確認済加速度等を許容限界とする。

- 5. 参考文献
 - (1) JEAG 4601-1987「原子力発電所耐震設計技術指針」.
 - (2) M. Futakawa et al.; "Vibrational Characteristics of a Co-axial double pipe", Nuclear Engineering and Design, Vol. 94, 1986.

- (3) 幾島他;「垂直2次元炉心模型による高温ガス炉の炉心耐震・試験と解析」、 JAERI-1282(1983年).
- (4) T. Ikushima; "SONATINA-2V: A Computer Program for Seismic Analysis of the Two-dimensional Vertical Slice HTGR Core", JAERI-1279(1982).
- (5) 日本建築学会;「建築耐震設計における保有耐力と変形性能」(1982年).
- (6)「高温ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」(平成2年12月科学技術庁原子 力安全局内規(平成15年5月30日改定))
- (7)「高温ガス炉炉心支持黒鉛構造物の構造設計指針」(平成2年12月科学技術庁 原子力安全局内規(平成15年5月30日改定))



図1 炉心構成要素の概要図

耐震設計方針の補足説明

1. 耐震安全性評価の考え方

Sクラスである建物・構築物及び機器・配管系については、基準地震動及び弾性設計用 地震動に基づく入力地震動によって耐震性を確認する。また、原子炉建家はBクラスであ るが、Sクラスの施設を内包する建物・構築物として、支持機能及び波及的影響の観点か ら基準地震動に基づく入力地震動によって耐震性を確認する。Sクラスの施設の安全機能 へ影響を与える下位のクラスに属する施設は波及的影響の観点から基準地震動を用いて 評価を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。

2. 水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する評価手法

施設の耐震設計では、施設の構造から地震力の方向に対して弱軸及び強軸を明確にし、 地震力に対して配慮した構造としている。

水平 2 方向及び鉛直方向の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことを 受けて、施設の評価では、施設の構造特性等から水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ による影響の可能性があるものに対して、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。 評価に当たっては、その部位について水平 2 方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施 設が有する耐震性への影響を確認する。

影響評価は、米国 REGULATORY GUIDE1.92 に基づき荷重時ごとに応力解析により得られた結果を用いた組合せ係数法(1.0:0.4:0.4)*又は応答の同時性を各時刻歴で考慮できる3方向を同時に入力する方法により行う。

- ※:米国 REGULATORY GUIDE 1.92の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」
- 3. 建物・構築物及び機器・配管系の耐震設計方針
- 以下に、具体的な検討方法の概要を示す。
 - (1)基準地震動Ssによる入力地震動に基づき、図1に示すスウェイーロッキングの地盤ばねを考慮した多質点系モデルを用いた原子炉建家の弾塑性地震応答解析を実施する。内包するSクラスの施設・設備への支持機能の観点から建家が終局耐力に対して安全余裕を有していることを確認する。
 - (2)Sクラスである原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プール及びSクラスの支 持構造物である原子炉建家の基礎版については、基準地震動によって生じる地震 力に対して非線形応力解析を行い、各部位に発生するひずみが終局点以下である

ことを確認する。

- (3) S クラスである原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールについては、弾性 設計用地震動又は 3.0Ci に基づく静的地震力のいずれか大きい方の値を設計用地 震力として、線形応力解析を行い、各部位に発生する応力度が安全上適切と認めら れる規格及び基準による許容応力度以下であることを確認する。
- (4) HTTR原子炉施設の基準地震動は、応答スペクトル法による地震動 Ss-D(水平 方向1成分と鉛直方向1成分)と断層モデルにより策定された地震動 Ss-1 から Ss-5(水平方向2成分(NS、EW)と鉛直方向1成分)の2種類の手法によって策定された 地震動がある。水平2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に当たっ ては、応答スペクトル法による地震動に対しては水平2 方向それぞれについて解 析し、組合せ係数法(1.0:0.4:0.4)により検討し、断層モデルにより策定された 地震動に対しては3 方向同時入力又は組合せ係数法(1.0:0.4:0.4)によって検討 する。
- (5)機器・配管系の動的解析に用いる地震力は、建物・構築物の地震応答解析結果よ り得られる機器・配管系の設置床における設計用床応答スペクトル及び加速度時 刻歴波形に基づき算定する。

機器・配管系の動的解析は、応答倍率法による評価を実施し、応答倍率法による 評価で許容値を満足しない機器・配管系については、その形状を考慮して、分布質 量系、1 質点系、多質点系モデル等に置換し、スペクトルモーダル解析法、時刻歴 応答解析法等により応答を求める。

4. 設工認からの変更点

今回の建物・構築物及び機器・配管系の評価に関して、評価手法、解析条件など設工認 と異なるものを表 1~4 に示す。



図1 原子炉建家地震応答解析モデルの概要(水平方向)

		女 T 建物 · 带	+来初い取上脳が500多次に(地度	えい 合併 ヤー ハナノリノ	
	項目	内容	殼 工 認	今回評価	変更理由
ДЛ.	地震動の算定法	入力地震動	解放基盤表面の基準地震動(S1及	解放基盤表面の基準地震動 Ss 及	
			びS2)を用いて一次元波動論によ	び弾性設計用地震動 Sd を用いて	規則 1)を踏まえ基
			り基礎底面の入力地震動(E+F)を	一次元波動論により基礎底面の	準地震動を変更
			算定	入力地震動(E+F)を算定	
地震	志答解析	建家モデル	多質点系モデル	同左	I
		材料物性		再設定	
			・コンクリートの圧縮強度	・コンクリートの圧縮強度	現在の規格・基準 2)
			$Fc=240 \text{ kgf/cm}^2$	Fc=23.5 N/mm ² (SI 换算)	に基づき再設定
			 ポアソン比 1/6 	・ポアソン比 0.2	
		减衰定数	RC: 5%	RC: 3%	規則 1)を踏まえ RC
			S (溶接接合):1%	S (溶接接合):1%	構造の減衰定数の
					ばらつきを考慮し、
					保守的に設定
		底面ばね	水平及び回転ばねを考慮	水平及び回転ばねを考慮	
			ダイナミカルグラウンドコンプラ	振動アドミッタンス理論による	10 米井 州田小子田
			イアンス理論による		現住の規格・基準。、
		側面ばね	Novak の手法による側面ばね (水	Novak の手法による側面ばね(水	シームとして
		(補足表1参照)	平) を考慮	平及び回転) を考慮	
1)	「試験研究の用に供	する原子炉等の位置、	構造及び設備の基準に関する規則」		
(6	「鉄協コンクリート	#浩計管相准, 同解許	1 (1000 年日太棣筑堂今)		

律物・構築物の設工認からの変更点(批震応答解析 水平方向) 半1

「原子力発電所耐震設計技術指針」(日本電気協会 JEAG4601-1991 追補版) |鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(1999 年日本建築字会) (1)

「原子力発電所耐震設計技術規程」(日本電気協会 JEAC4601-2015)

表2 建物・構築物の設工認からの変更点(地震応答解析 鉛直方向)

変更理由		学生へ早年やする。その日日	观則 *で暗まん初祝に 夭 旭		規則 Dを踏まえ新規に実施、	現在の規格・基準 4に基づき	設定	規則 1)を踏まえ新規に実施、	現在の規格・基準2に基づき	設定	規則 Dを踏まえ新規に実施、	RC 構造の減衰定数のばらつ	きを考慮し 1、保守的に設定	規則 リを踏まえ新規に実施、	現在の規格・基準 3,4)に基づ	き設定	
今回評価	解放基盤表面の基準地震動 Ss 及	び弾性設計用地震動 Sd を用いて	一次元波動論により基礎底面の入	力地震動 (2E) を算定	耐震壁の軸剛性を軸ばねで表現し	た多質点系モデル		・コンクリートの圧縮強度	$Fc=23.5 N/mm^2$	・ポアソン比 0.2	RC: 3%	S (ボルト、リベット接合):2%	S (溶接接合):1%	鉛直ばねを考慮	振動アドミッタンス理論による	考慮なし	規則」
設工認									ر بر ج								注めび設備の基準に関する。
内容	入力地震動				建家モデル	(補足表2参照)		材料物性			减衰定数			底面ばね		側面ばね	する原子炉等の位置、構
項目	入力地震動の算定法				地震応答解析												1)「試験研究の用に供う

2)「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(1999年日本建築学会)

3)「原子力発電所耐震設計技術指針」(日本電気協会 JEAG4601-1991 追補版)

4) 「原子力発電所耐震設計技術規程」(日本電気協会 JEAC4601-2015)

変更理由	詳細解析を実施す るため、線形モデル から非線形モデル に変更 規則 Uを踏まえ新 規に実施
今回評価	Ss 地震時においては、鉄筋及び コンクリートの非線形特性を考 慮した解析 静的地震力3Ci及びSd地震時は、 設工認と同様に線形解析 水平2方向及び鉛直方向地震力 の組合せにより影響する部位を 抽出し、組合せ係数法(1.0:0.4: 0.4)等より影響評価を実施
設工認	線形解析なし
内容	鉄筋コンクリート部 材の評価 (補足表3参照) 水平2方向及び鉛直 方向地震力の組合せ による影響評価
項目	応力解析

表3 建物・構築物の設工認からの変更点(応力解析)

1) 「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

	変更理由	応答倍率法による	評価は、簡易性・	保守性を有してい	るためスクリーニ	ングとして実施す	S.	十斗中、イントの言語	正和 理切 と 天 加 9 と よ ふ	(D) (D)
	今回評価	応答倍率法による評価で許容値を	満足しない場合は、詳細評価を実施	する。				車輪部のすべりを考慮した 3 次元	モデルを作成し、時刻歴応答解析に	より評価を実施する。
	款 工認	なし						クレーンガーダに対して、設計用水	平震度等を用いて車輪部を固定し	た評価を実施。
	内容	応答倍率法による評	価の適用					天井クレーンの評価	(補足表4参照)	
	項目	応力解析						応力解析		

麦4 機器・配管系の設工認からの変更点(応力解析)













(応力解析)
配管系の設工認からの変更点
-14
機器
4

参考資料2

基準地震動Ssの加速度時刻歴波形 及び応答スペクトル

参考2-1

第203回審査会合 資料2 再掲

■ 基準地震動Ssの最大加速度の一覧を示す。

《 基準地震動Sso策定 基準地震動Ss:最大加速度值

	其進地雲動		最大加速度(cm/s ²)	
	至:于*心质则	NS成分	EW成分	UD成分
		7	00	500
Ss-D	応答スペクトル手法による基準地震動		200 (m 20)	100 V V V V V V V V V V V V V V V V V V
		973	711	474
Ss-1	F3断層, F4断層の連動による地震 (短周期レベルの不確かさ,破壊開始点1)	200 V 15	300 V -11 300 C	700
		835	761	436
Ss-2	F3断層, F4断層の連動による地震 (短周期レベルの不確かさ,破壊開始点2)	2207 7455 540 1		500 T 45
		08 		
		948	850	543
Ss-3	F3断層, F4断層の連動による地震 (短周期レベルの不確かさ,破壊開始点3)	739 V 655 589 1		700 700
		740	630	405
Ss-4	F3断層, F4断層の連動による地震 (断層傾斜角の不確かさ,破壊開始点3)	300 V 10 50 0 1	300 4 00 300 G	No Q
		an 1 an 1 an 1 an 1 an 1 an 1 an 1 an 1	and 1 and 0 50 100 100 20	-000 - 70 200 129 20
		670	513	402
Ss-5	2011年東北地方太平洋沖型地震 (SMGA位置と短周期レベルの不確かさの重畳)		300 T 100	
		0380 50 380 10 28	000 000 0 50 20 20	-000
		※表中のグラフ	・ 7は各基準地震動Ssの加速度時刻歴波計	形(縦軸:加速度[cm/s²], 横軸:時間[s])

参考2-2



参考2-3

参考資料3

建家基礎下レベルでの地震動評価について

(などの) 建家基礎下レベルでの地震動算定用地盤モデル

地震動質定用地盤モデル

第218回審査会合 資料1-3 再掲

- 本検討においては、下表に示す耐震設計に用いる浅部地盤モデルにより評価した。
- 密度は、ボーリング孔から採取した供試体を用いた物理試験の結果より設定した。
- ・S波速度とポアソン比は、ボーリング孔で実施したPS検層の結果より設定した。

建家基礎下レベルでの地震動算定用地盤モデル

動的変形試験結果(1/2)

JAEA

G/G₀-γ曲線

動的変形試験結果(変形特性, Is-C層)

・P波速度は、地下水位より上部はポアソン比一定、地下水位以深は体積弾性率一定として設定した。

・等価線形解析に用いる変形特性は、ボーリング孔から採取した供試体を用いた動的変形試験(繰り返し中空ねじりせん断試験又は繰り返 し三軸試験)の結果より設定した。

			-Dik ADHAC	/13/01111 - /	11			
No.	地層区分	}	上端深度 G.L. (m)	層厚 (m)	湿潤密度 <i>ρ</i> (g/cm ³)	S波速度 Vs (m/s)	ポアソン比 <i>ν</i>	建家基礎下レベル (地震動評価位置)
1		Is-S1	-26.50	0.50	1.87	438	0.46	↑▽地下水位
2		Is-S1	-27.00	11.52	1.87	438	0.46	
3		Is-C	-38.52	1.11	1.88	382	0.47	
4	東茨城層群	Is-S ₂	-39.63	24.92	1.86	393	0.47	
5		Is-Sc	-64.55	8.78	1.82	396	0.47	
6		Is-S ₂	-73.33	11.10	1.86	393	0.47	
7	1	Is-Sg	-84.43	1.35	1.98	601	0.44	
8		Is-S3	-85.78	4.41	1.97	496	0.45	
9	与业民	Km	-90.19	70.08	1.79	509	0.45	
10	久 木 僧	Ks	-160.27	11.63	1.88	637	0.43	解放基盤表面
11	多賀層群	_	-171.90	_	1.98	1010	0.36	(基準地震動入力位置)

参考3-2

第218回審査会合 資料1-3 再掲



h一γ曲線

参考3-3

h一γ曲線

 $G/G_0 - \gamma 曲線$

動的変形試験結果(変形特性, Is-Sc層)











弾性設計用地震動Sdについて

(ALAA) 弾性設計用地震動Solについて

- 弾性設計用地震動Sdは、工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえ、基準地震動Ssに係数0.5を乗じる。
- 応答スペクトルに基づく基準地震動SsーDに係数0.5を乗じた弾性設計用地震動SdーDが、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定)」を踏まえ策定した基準地震動S1の応答スペクトルを下回らないことを確認している。



参考4-2

HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の 耐震重要度分類について



耐震重要度分類の基本方針(1/2)

「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(許可基準規 則)」の解釈において、耐震重要度分類は、別記1「試験研究用等原子炉施設に係る耐震 重要度分類の考え方」によるものとされたことから、この考え方に基づき行う。







JAEA

要求事項と対応方針

要求事項(第4条)

(地震による損傷の防止)

第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放 射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作 用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれが ないものでなければならない。

重要度分類の選定の基本方針

【添付書類八 1.4.2】

原子炉施設の耐震重要度を、「試験炉設置許可基準規則解釈 別記1「試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要度分類 の考え方」」に基づき分類する。





クラス分類

【添付書類八 1.4.2.2】

S クラス:安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。 上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故あたり5mSv を超えることをいう。
B クラス:安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響がS クラス施設と比べ小さい施設。
C クラス:S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。









重要度分類の選定結果(1/5)

【添付書類八 第1.4.1表】 耐震クラス クラス別施設 設備 旧分類 原子炉圧力容器 As 原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器(中間熱交換器等)・配管(1 (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリ 次へリウム配管(二重管)等)・循環機(1次ヘリウム循環機等)・弁(1次冷 As 却設備の主要弁等) を構成する機器・配管系 電気計装設備(監視の一部) As 使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール As (ii)使用済燃料を貯蔵するた めの施設 原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック(上蓋を除く) As 制御棒及び制御棒駆動装置(スクラム機能に関するもの) As (iii) 制御棒案内管 As 原子炉の緊急停止のために急 S 激に負の反応度を付加するた 炉心支持鋼構造物(拘束バンドは除く) As めの施設及び原子炉の停止状 態を維持する施設 炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支持機能のみ)) As 電気計装設備(安全保護系(停止系)に関するもの) As 1次へリウム純化設備(原子炉格納容器内のもの) А 破損燃料検出系(原子炉格納容器内のもの) А (iv)その他 1次ヘリウムサンプリング設備(原子炉格納容器内のもの) А 原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁(1次冷却材を内蔵する1次 As ヘリウム純化設備等の原子炉格納容器貫通部配管・弁) 電気計装設備(監視の一部) As HTTR



重要度分類の選定結果(2/5)

		【添作	计書類八 第1.4.1表】
耐震クラス	クラス別施設	設備	旧分類
		1 次ヘリウム純化設備(S、Cクラスに属する設備を除く)	変更なし
	原子炉冷却材圧力バウンダリに直 接接続されていて、1次冷却材を内	破損燃料検出系(S、Cクラスに属する設備を除く)	変更なし
	蔵しているか、又は内蔵し得る施設	1 次へリウムサンプリング設備(S、Cクラスに属する設備を除く)	変更なし
		補助冷却設備(原子炉冷却材圧力パウンダリ、Cクラスに属するものは除く)	As
		補機冷却水設備(Cクラスに属するものは除く)	As
	 (ii) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を 除去するための施設 	炉心支持鋼構造物の拘束パンド及び炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支持機能のみ)を除く)	As
В		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	As
		制御用圧縮空気設備	As
		炉容器冷却設備(Cクラスに属するものは除く)	As
	(iii) 原子炉冷却材圧カパウンダリ破損 事故後、炉心から崩壊熱を除去す るために必要な施設	補機冷却水設備(Cクラスに属するものは除く)	As
		中央制御室遮へい	As
		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	As
		制御用圧縮空気設備	As
		原子炉格納容器	As
	事故の際に圧力障壁となり、放射性物質の拡散を直接防ぐための施	原子炉格納容器パウンダリに属する配管・弁(1次冷却材を含まない補機冷却水設備 等の原子炉格納容器貫通部配管・弁)	As
	設	隔離弁を閉とするに必要な電気計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)及び制御用圧縮空気設備	As





重要度分類の選定結果(3/5)

【添付書類八 第1.4.1表】

耐震クラス	クラス別施設	設備	旧分類
		非常用空気浄化設備	As
	放射性物質の放出を伴うような設計 基準事故の際にその外部放散を抑制	非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	As
	するための設備で上記(Ⅳ)以外の施 設	制御用圧縮空気設備	As
	(vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック(上蓋を除く)	As
В	(vii) 放射性廃棄物を内蔵している施設、た だし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方 式によりその破損によって公衆に与え る放射線の影響が年間の周辺監視区 域外の線量当量限度に比べ十分小さ いものは除く	廃棄物の廃棄施設(C クラスに属する設備を除く)	変更なし
		燃料交换機	変更なし
	(viii) 放射性感棄物以外の放射性物質に	原子炉建家天井クレーン	変更なし
	関連した施設で、その破損により公衆 及び放射線業務従事者等に過大な放 射線被ばくを与える可能性のある施設	放射線低減効果の大きい遮へい	変更なし
		原子炉圧力容器J-ク検出配管	変更なし
		使用済燃料貯蔵建家天井クレーン	変更なし
		使用済燃料貯蔵設備プール冷却浄化設備(プール水冷却に関する部分)	変更なし
	(ix)	補機冷却水設備(Cクラスに属するものは除く)	変更なし
	使用済燃料を冷却するための施設	電気計装設備	変更なし
		制御用圧縮空気設備	変更なし



重要度分類の選定結果(4/5)

【添付書類八 第1.4.1表】

耐震クラス	クラス別施設	設備	旧分類
	(x) 放射性物質の放出を伴うような場合に、 その外部放散を抑制するための施設で A クラスに属さない施設	使用済燃料貯蔵建家換気空調設備の一部	変更なし
В		炉内構造物(S クラスに属するものを除く)	A
	(× i) その他	後備停止系	A
		後備停止系案内管	A
		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	As
		制御用圧縮空気設備	As





重要度分類の選定結果(5/5)

【添付書類八 第1.4.1表】

耐震クラス	クラス別施設	設備	旧分類
		制御棒駆動装置(スクラム機能に関する部分を除く)	変更なし
		補助冷却設備(二重管内管、補給水系等に属する設備)	—
		炉容器冷却設備(熱反射板、薬液注入に関するもの)	—
		2 次へリウムサンプリング設備	変更なし
		新燃料貯蔵設備	変更なし
		2 次ヘリウム冷却設備	変更なし
		加圧水冷却設備	変更なし
		1 次へリウム純化設備(冷水供給系等)、1 次へリウムサンプリング設備(ガス供給 系)、破損燃料検出系等(冷却水系等)	変更なし
		2 次ヘリウム純化設備	変更なし
С		1 次ヘリウム貯蔵供給設備	変更なし
	S,B クラスに属さない施設	2 次ヘリウム貯蔵供給設備	変更なし
		廃棄物の廃棄施設のうち、高放射性物質に関連した部分を除いた部分	変更なし
		使用済燃料貯蔵設備プール冷却浄化設備(プール水補給に関する部分)	変更なし
		消火設備	変更なし
		換気空調設備	変更なし
		電気計装設備(S、Bクラスに関するものは除く)	—
		補機冷却水設備(補給水に関するもの)	—
		一般用圧縮空気設備	変更なし
		一般冷却水系	変更なし
		その他	変更なし
			1 2





耐震バックチェックとの分類の考え方の違い

▶ 耐震バックチェックでの分類の考え方

原子炉冷却材圧力バウンダリ等の冷却系もしくは原子炉格納容器バウンダリ のうち、どちらか一方で閉じ込め機能が担保されれば、判定基準(5mSv) を満足することができる。耐震バックチェックでは、より少ない労力で閉じ 込め機能の健全性を示すため、原子炉格納容器バウンダリをSクラス相当と して分類することとした。

新規制基準での分類の考え方

炉心に近い(内側)場所でFPを閉じ込めることを基本方針とした。このため、 閉じ込め機能の一部として原子炉冷却材圧力バウンダリが維持されることを 仮定し、以降の障壁の分類を行った。


(▲▲▲ クラス分類が変更となった設備及び変更理由(1/2)

	カニッハ粧が本面にたった記供	*****	耐震クラス	
クノヘ別旭設	クラス分類が変更となった設備	发史理田	IB	新
	補助冷却設備	原子炉停止後の崩壊熱は、物理現象のみで除熱可能で ある。(安全解析において、全電源喪失時(制御棒挿入後、 補助冷却設備及び炉容器冷却設備による炉心の冷却は 行われない状態)の解析結果より燃料温度は、1600℃を 超えないことを確認している。)このため、冷却機能が維持 されなくても、停止機能(制御棒系のみ)と閉じ込め機能の 一部が維持されれば過度の放射編練広くを及ぼすおそれ	As	В
① 原子 惊 停 止 後 惊 心 か	補機冷却水設備		As	В
ら崩壊熱を除去するための 施設	炉心支持鋼構造物の拘束バンド及び炉心支持黒鉛構造物 (サポートポスト(支持機能のみ)を除く)		As	В
	非常用発電機及び電気計装設備		As	В
	制御用圧縮空気設備	はない。	As	В
②原子炉冷却材圧カパウ ンダリ破損事故後、炉心か ら崩壊熱を除去するために	炉容器冷却設備	原子炉冷却材圧力パウンダリはSクラスとしているため、そ	As	В
	補機冷却水設備	の閉じ込め機能の喪失を仮定しないが、崩壊熱は、物理 現象のみで除熱可能である。(安全解析において、全電源 喪失時、削御棒挿入後、補助冷却設備及び炉容器冷却 設備による炉心の冷却は行われない状態)の解析結果よ り燃料温度は、1600℃を超えないことを確認している。)こ のため、冷却機能が維持されなくても、停止機能(制御棒 系のみ)と閉じ込め機能の一部が維持されれば渦座の放	As	В
	中央制御室遮へい		As	В
必要な施設	非常用発電機及びその計装設備		As	В
	制御用圧縮空気設備	射線被ばくを及ぼすおそれはない。	As	В
③原子炉冷却材圧カパウ ンダV破損事故の際に圧力 障壁となり、放射性物質の 拡散を直接防ぐための施設	原子炉格納容器	閉じ込め機能としては、原子炉冷却材圧力パウンダリ及び 原子炉冷却材圧力パウンダリに接続する1次冷却材を含む	As	В
	原子炉格納容器パウンダルに属する配管・弁(1次冷却材を 含まない補機冷却水設備等の原子炉格納容器貫通部配 管・弁)	機器・配管において担保するため、原子炉格納容器パウン ダリの閉じ込め機能の喪失を考慮しても、過度の放射線被 ばくを及ぼすおそれはないまた、原子炉冷却材圧力パウン グロを隔離する会は圧統空気顎値の機能が高生してもフェ	As	В
	隔離弁を閉とするに必要な電気計装設備及び制御用圧縮 空気設備	イルセーフにより自動的に閉となるため、閉じ込め機能に影響はない。	As	В
	•			14

HTTR

(JAEA) クラス分類が変更となった設備及び変更理由(2/2)

동금 구 미나슈 카이	カニマム海が亦声したった乳供	亦声理由	耐震クラス	
シフス別施設	クラス分類が変更となった設備	変更理田		新
④放射性物質の放出を伴 うような事故の際にその外 部放散を抑制するための設 備でトロリめの施設	非常用空気浄化設備	原子炉冷却材圧力パウンダリ及び原子炉冷却材圧力パウンダリ に接続する1次冷却材を含む機器・配管で閉じ込め機能を担保 するため、これらの設備の機能が喪失しても過度の放射線被ばぐ を及ぼすおそれはない。地震を想定した被ばく評価においては、	А	В
	非常用発電機及びその計装設備		As	В
	制御用圧縮空気設備	放射性物質はフィルタ、排気筒を介さず、瞬時地上放出を想定 する。	As	В
⑤使用済燃料を貯蔵する ための施設	使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備貯 蔵ラック(上蓋を除く)	使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの損傷を考慮しても過度の放射 線被ばくを及ぼすおそれはない。貯蔵ラックの損傷により、気密性 が喪失する。	As	В
	炉内構造物(S クラスに属するものを除く)	Sクラス以外の炉内構造物の損傷を仮定しても、炉心形状は維持 可能であるため、停止機能(制御棒系のみ)に影響はない、炉内 構造物のうちの拘束い>ド及び炉心支持黒鉛構造物の損傷を考 慮しても炉心形状を維持でき、制御棒挿入路が確保されることか ら、停止機能(制御棒系のみ)に影響はない。なお、拘束パンドは 損傷し棒付機能はなくなるが、レストレンドリングにより炉心形状は 維持できる。	As, A	В
⑥その他	後備停止系	高温ガス炉が大きい負の反応度フィードバック特性を有しており、 燃料被覆粒子のFP保持性能と相まって、原子炉停止系である制 御榛系、後備停止系による負の反応度を異常時に緊急に印加し	A	В
	後備停止系案内管	なくても、環境へのFP放出を抑制し、敷地周辺公衆への過度の放 射線の影響を与えることはないことから、制御棒系、後備停止系 に最高レベルの重要度(Sクラス)を持たせる必要はないと判断し ている。しかしながら、許可基準規則における耐震重要度分類で のSクラス要求を踏まえ、制御棒系はSクラスのままとする、よって、 停止機能は制御棒系で団保しているため、後備作止系の損傷を 仮定しても、原子炉は停止可能であり、過度の放射線被ばくを及 ぼずおそれはない。また、制御棒は、非常発電機の機能が喪失し ても、フェイルセーフにより自重で炉心に挿入されるため、停止機 能に影響はない。	A	В
	非常用発電機及びその計装設備		As	В
	制御用圧縮空気設備		As	В

(JAEA)

波及的影響について

◆閉じ込め機能に係る波及的影響 Sクラス機器(原子炉冷却材圧力パウンダリ、原子炉冷却材圧力パウン ダリに接続する1次冷却材を含む機器・配管等)に影響を及ぼすおそれ のあるBクラス以下の設備機器



□ 原子炉建家屋根トラス

基準地震動Ssが発生しても、原子炉建家屋根トラスの損 傷及び落下により、Sクラスの使用済燃料貯蔵設備貯蔵 プール及び原子炉格納容器内のSクラスの機器・配管系 に対して波及的影響を及ぼさないこととする。

□ 原子炉格納容器

基準地震動Ssが発生しても、原子炉格納容器の損傷により原子炉格納容器内のSクラスの機器・配管系及びSクラスの原子炉格納容器貫通部配管に対して波及的影響を及ぼさないこととする。

- □ 原子炉建家天井クレーン 基準地震動Ssが発生しても、原子炉建家天井クレーンの損傷及び落下により、Sクラスの使用済燃料貯蔵設備 貯蔵プール及び原子炉格納容器内のSクラスの機器・配 管系に対して波及的影響を及ぼさないこととする。
- □ 排気筒

基準地震動Ssが発生しても、排気筒の損傷及び転倒に より、原子炉建家内のSクラスの施設に波及的影響を及 ぼさないこととする。

□ 燃料交換機

基準地震動Ssが発生しても、燃料交換機の損傷等により、Sクラスの使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールに対して波及的影響を及ぼさないこととする。

□ 制御棒交換機

基準地震動Ssが発生しても、制御棒交換機の損傷等により、Sクラスの使用済燃料貯蔵設備貯蔵ブールに対して 波及的影響を及ぼさないこととする。 16

HTTR

(JAEA)

参考資料











JAEA

冷却系統の概要



・ Ss 地震により黒鉛ブロックや拘束バンド等が破損した場合を考慮しても、制御棒の 挿入性が確保されることを詳細に説明すること。

・サポートポストの詳細を示し、耐震重要度が B クラスでよいことについて説明すること。

・制御棒の挿入性については、発電炉の耐震重要度分類を参考に機能ごとの耐震重要度 分類を行うことを検討すること。

・ Ss 地震により黒鉛ブロックや拘束バンド等が破損した場合を考慮しても、炉心が冷却できることを説明すること。

<回答>

Sクラス以外の炉内構造物の損傷を仮定しても、以下の通り炉心形状は維持可能であるため、停止機能(制御棒系のみ)及び炉心冷却に影響はない。

炉心等を下方で支持している炉心支持鋼構造物のうちの炉心支持板、炉心支持格子及び炉 心支持黒鉛構造物のうちの炉心拘束機構(レストレイントリング)は、耐震重要度分類で Sクラスである。これらの構造物が健全であることから、炉内に密に配置された炉心支持黒 鉛構造物等は崩れ落ちることはない。詳細は以下に示すように、炉内構造物のうちの拘束バ ンド及び炉心支持黒鉛構造物の破損を考慮しても炉心形状は維持されるとともに、制御棒挿 入孔の連続性は維持される。なお、サポートポストは、ヒアリングのコメントに基づき、発 電炉の重要度分類を参考に検討した結果、支持機能について耐震重要度をBクラスからSク ラスに変更し、許可申請書の記載は、耐震Sクラスに「炉心支持黒鉛構造物(サポートポス ト(支持機能のみ))」を追記し、耐震Bクラスは「炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支 持機能のみ)を除く)」に変更したい。

Ss 地震時においては、炉心の除熱は横方向の輻射と熱伝導に支配されているため、炉心 形状が維持されていれば、発熱(残留熱)と除熱のバランスは変わらず、炉心冷却は可能で ある。

ここで、黒鉛ブロックの破損については、圧縮応力と引張応力が作用した場合において異 なる。引張応力が作用した場合は、黒鉛ブロックは最大主応力説に従って破壊するため、応 力が集中する箇所において亀裂が入り、そのき裂は応力方向と垂直な方向に進展し、亀裂部 から2つの破片となり(図1参照)、破砕(黒鉛ブロックの形状が維持できない状態)する ことはない。一方で、圧縮応力が作用した場合においては、引張応力と異なり、圧縮強度は 引張強度より約3倍強く、圧縮応力により破損する可能性があるものはサポートポスト構造 のみで、その他は圧縮応力で破損することは考え難い。万一、破損した場合(図2参照)に おいても局所的に破損する可能性があるが、ブロック全体に破砕することはない。この評価 については、耐震評価書と同時期に参考資料に示すこととする。

*1:サポートポスト構造については、Sクラスとして軸圧縮荷重に対して破損しない 設計としている。





図1 引張試験結果

図2 圧縮試験結果

1. 炉心形状維持について

炉心支持黒鉛構造物の破損を想定した場合の影響について

(1) ブロック自体の破損

固定反射体ブロック、高温プレナムブロック及び炉床部断熱層の構造物にき裂が発生し て破損すると、一塊の破片はその場に停まるか、一部は落下する可能性がある。破片がそ の場に停まる場合は、隣接ブロックとのキー結合及び炉心拘束機構により分割されたブロ ックの破片は周囲から拘束され破壊前のブロックの形状は維持し得ることより、炉心支持 機能は維持される。また、落下する可能性のあるものとして、高温プレナムブロックのキ ー結合用ブロック下面部の破片及び固定反射体ブロック外面部の破片が考えられる。

キー結合用ブロックについては、円弧状のキー溝部に地震荷重が集中することで局部的 にき裂が発生し、最悪、そのき裂が外側に伝播することで破片が発生する可能性がある。 キー結合用ブロック側面のキー溝は、キーが下部に落下しないように、下面部までキー溝 を付けていないため、破片はキー結合用ブロック内に留まる。万一、破片の一部がプレナ ム下部ブロック上に落下したとしても、サポートポスト支持部のブロックは塊としてその 場に停まることから、サポートポストの支持機能に影響を与えることは考えられない。

また、固定反射体ブロックについては、万一破片が発生したとしても、落下する破片の 外面部においては固定反射体ブロック外面と側部遮へい体ブロック内面までの距離(約 5cm)により制限されるため、塊が下に落下することははい。このことより、固定反射体ブ ロックの破損により、小さな破片は落下するかもしれないが、ブロック自体はその場に停 まり、かつ隣接ブロックとのキー結合及び炉心拘束機構により固定反射体は一体化される ことより炉心形状は維持される。

(2) サポートポスト及びポストシート

高温プレナムブロックは3本のサポートポストで支持しており、設計ではこのうち1 本のサポートポストでも支持できるようにしている。

地震時にはサポートポストには搭載荷重と鉛直地震力による荷重がかかる。サポート ポスト及びポストシートは、球面座で接触しており、地震時には、鉛直荷重により球面 部の接触応力が局部的に大きくなる。このとき、サポートポスト及びポストシートには、 局部的な接触応力により、接触部の円周状に沿って微小な円形状のき裂(図3参照)が 発生する可能性があるが、サポートポストは、座屈することはない(地震に対して座屈 しないことを確認する)。また、ポストシートは、上部では高温プレナムブロックに、下 部ではプレナム下部ブロックに埋め込まれているためその場に停まり、サポートポスト は、地震による鉛直荷重に対して座屈しないため、炉心の支持機能は維持される。即ち、 サポートポスト及びポストシートの接触面近傍に局部的な円形状のき裂が入っても、サ ポートポストが座屈しなければ炉心の支持機能は確保されるため、支持機能のみ耐震重 要度を S クラスとしている。 以上のことから、黒鉛構造物等の破損を考慮しても炉心形状は維持される。



図3 ポストシートき裂発生イメージ

参考図(1/3)





地震-319

参考図(3/3) 固定反射体ブロック B HIM Ð 支持脚 側部遮へい体ブロック詳細図 ラジアルキー ラジアルキー座 ラジアルキー ラジアルキー座 側部遮へい体 ブロック 原子炉圧力容器 all. ストッパ - バンド支え 司 拘束バンド レストレイントリング R 炉心断面図 原子炉圧力容器 側部遮へい体ブロック 連結ピン 拘束バンド レストレイントリング

炉心拘束機構詳細図

2. 制御棒挿入孔の連続性について

制御棒は、炉心構成要素の一部の制御棒案内ブロックの制御棒挿入孔に挿入される。(図 4) HTTR の炉心は、六角柱状の黒鉛ブロック群で構成された積層構造をしている。これら 炉心構成要素は、高温プレナムブロックを介して、サポートポストにより支持されてい る。地震時、サポートポストの支持機能が維持されていれば、制御棒案内ブロック等の炉 心構成要素は、高さ方向において元の位置に留まり、制御棒挿入孔が高さ方向で不連続と なることはない。そのため、制御棒挿入性上評価すべき問題は、炉心構成要素の水平方向 の動きである。

構造上、炉心全ての炉心構成要素の黒鉛ブロックは六角柱状であるとともに、最下段の 制御棒案内ブロックは隣接する燃料体ブロックより10cm低くしている。このため、炉心内 の黒鉛ブロックは、炉心横断面の方向及び炉心縦断面の方向に拡散するように動く。図5 に示すように、縦断面においては、①のブロックが変位した場合、隣接するブロックが10 cmの段差をつけているため上下に広がって動き、また、横断面においては、①のブロック が変位した場合、黒鉛ブロックが六角柱状であるため、左右に動きが広がって動く。

地震時において、最も制御棒の挿入が阻害される事象は、制御棒案内ブロックの水平変 位量が最大となった時に、制御棒の挿入孔が屈曲することで、挿入される制御棒要素に抵 抗力が働くときである。炉心の振動特性は、横からの地震の入力により炉心全体が振動 し、周波数が2~5Hzの帯域で、制御棒案内ブロック(カラム)や燃料体ブロック(カラ ム)が一体となって振動する。この時が、制御棒案内ブロックの水平変位量が最大とな る。ここで、炉心形状から静的に制御棒案内ブロックの水平変位量が最大になったとして も、制御棒が挿入されることを静的試験により確認している。(別添資料参照)

また、制御棒案内ブロックに作用する地震荷重に対して、制御棒挿入孔が制御棒を挿入 できる形状を維持していることのみを確認する。





あるブロックが水平に動くと、高さ方向及び横方向に広がり、制御棒案内ブロックはその上下左右のブ ロックと一体となって運動する。制御棒挿入孔は、梁のように連続体として水平方向に運動する。



図5 水平方向のブロックの動き

地震-322

別添資料

制御棒を挿入する際、制御棒挿入孔が弓なりになり変形し、その屈曲点が最も厳しくなる。 即ち図1の屈曲角 θ が大きくなる程、制御棒は挿入しづらくなる。



屈曲角が物理的に最大となる条件は、拘束バンドが破損し、固定反射体ブロックが最大変位 した値に各カラム間ギャップの積算値を加えた時(約26mm)である。(図2)



図2 想定される制御棒案内ブロック最大変位

$$\theta \cong 4(D_0 - D)/h \pmod{rad}$$

- ここで、*D*₀ : 挿入孔径 (=123mm)
 - D: :制御棒の最外径(=113mm)
 - *h* :制御棒要素長 (=304mm)
 - θ :限界挿入孔傾斜角 (=0.131rad)



図3 制御棒要素の限界挿入孔傾斜角

図3に幾何学的に制御棒が挿入される限界挿入角(=0.131rad)を示す。また、静的挿入 性試験では、最大挿入傾斜角0.0877(rad)において、制御棒が挿入されたことを確認し ている。

一方、拘束バンドが破損し、固定反射体ブロックが最大変位した値に各カラム間ギャッ プの積算値を加えた変位量が約26mmの時の傾斜角は約0.046(rad)である。また、制御 棒は1本の連結棒に制御棒要素が連結されており、挿入を妨げないよう可撓性を持たせた 構造となっている。(図4参照)

以上のことから、傾斜角約 0.046 (rad) は静的試験結果の最大挿入角 0.0877 (rad) を 下回るため制御棒の挿入性は確保される。



図4 制御棒変形状況概念図

「原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するために必要な施設」のカテゴリーのなかに中央制御室遮へいが入っている理由を説明すること。

<回答>

中央制御室の被ばく評価は、評価上最も厳しくなる二重管破断事故を想定して行ってい る。二重管破断事故は原子炉冷却材圧力バウンダリの破損事故に相当しており、二重管破 断事故時に炉心からの崩壊熱を除去するために期待する施設は炉容器冷却設備であるた め、「原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するために必要な施 設」のカテゴリーの中に関連設備として中央制御室遮へいが入っている。 使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラック及び冷却設備が破損した場合を考慮しても、使用済燃料が冷却できることを説明すること。

<回答>

使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラックは金属構造物であることから、その破損は変形を想定 する。貯蔵ラックの変形により気密性は維持できないが、落下することはなくその場に留 まる。万一、貯蔵ラックが落下したとしても、気密性が維持できないのみで遮へいに影響 はない。

また、冷却設備については、耐震重要度分類は、変更はなくBクラスとしており、地震時に破損したとしても、直ちに使用済燃料の温度が上昇することはなく、時間的余裕があるため、修理等による補修が可能である。

- ・原子炉冷却材圧カバウンダリ及び原子炉冷却材圧カバウンダリに接続する1次冷却材 を含む機器・配管(耐震Sクラス)以外の閉じ込め機能を有する機器・配管が損傷し たときの周辺公衆への被ばく線量(約3mSv)について説明すること。
- ・耐震クラス分類が変更になった理由として「過度の放射線被ばくがない」としている が、変更があった各施設の線量評価が必要ない理由を説明すること。

<回答>

HTTR では、放射性物質を含む1次冷却材を内包する設備は、以下の①~⑧の設備であ る。これらすべての設備が破損し、全ての放射性物質が放出されると5mSvを満足すること ができない。5mSvを満足するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ、1次へリウム純化設備 の一部、1次へリウムサンプリング設備の一部、燃料破損検出装置の一部等の閉じ込め機 能を期待することとし、これ以外の1次冷却材を内包している機器・配管類が地震時に破 損し、放射性物質が瞬時に地上放出することを仮定し、被ばく評価を実施する。

なお、耐震クラス分類が B クラスに変更となった補助冷却設備(補助冷却水系)、炉容器 冷却設備、補機冷却水設備、制御用圧縮空気設備、非常用発電機、非常用空気浄化設備及 び後備停止系等は、その破損を考慮しても放射性物質を放出することはないため線量評価 からは除外している。また、使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラックについては、その気密性が 喪失するものと仮定し、保守的に評価した結果、10⁻⁶ mSv 程度以下で無視できるため、評 価に入れていない。

- ① 1次冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ)
- ② 補助冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ)
- ③ 1次ヘリウム純化設備
- ④ 1次ヘリウムサンプリング設備
- ⑤ 気体廃棄物処理設備
- ⑥ 燃料破損検出装置
- ⑦ 照射試験装置スイープガス配管
- ⑧ 1次ヘリウム貯蔵供給設備

上記の①~⑧のうち閉じ込め機能を期待する設備以外の1次冷却材を含む設備は、③~ ⑧である。これらの設備が破損した場合の評価条件等を設備ごとに示す。なお、被ばく評 価は、③~⑧の破損が地震により同時に起こるものとし、評価している。

	結果	判断
γ線換算放出量	約8.3×10 ¹³ MeV · Bq(地上)	
131-I 換算放出量	約 2.2×10 ¹¹ MeV・Bq(地上)	
(実効線量当量換算)		
実効線量当量	約 3. OmSv	周辺の公衆に対して著しい
 ・放射性雲からの γ線の ・ ・ なの ・ 	然口 61	放射線被ばくのリスクを与
部被ばく	赤り 0. 01111.5 V	えることはない。なお、判
・よう素の吸入による小児	約 9 AmSv	断のめやすとして、実効線
の内部被ばく	赤り 2. 4回3 V	量当量 5mSv を用いている。

評価結果

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の1次ヘリウム純化設備の配管等が破 損し、1次冷却材がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスである電源設 備及び圧縮空気設備が機能喪失し、原子炉格納容器隔離弁はフェールクローズするものと する。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとする。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路



2) 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由	
事象の想定条件	1 次へリウム純化設備の配管等の破損		
北、ドファルマ。の特別	①原子炉格納容器内の1次へ リウム純化設備内を循環する 核分裂生成物の一部	 ①1 次へリウム純化設備の流量 系の絞り部の断面積を用いた臨 界流と隔離弁閉までの期間(5 秒)による。なお、事故発生時 に燃料限界照射試験の実施を仮定。 	
サービスエリアへの放出 に寄与する核分裂生成の 量	②原子炉格納容器外の1次へ リウム純化設備内を循環する 核分裂生成物の全量と壁面に 沈着している核分裂生成物の 一部	②地震後、1 次ヘリウム純化設 備内のヘリウムは全量サービス エリアに放出されるものとして いる。 実験に基づき離脱割合を設定。	
	③コールドチャコールトラッ プに蓄積された核分裂生成物 の全量	③地震発生直前まで2ヵ月間連 続運転を仮定。	
プレチャコールトラップ のフィルタ効率	よう素:95%	設計値 99%に余裕をとった値。	
サービスエリア内からの 地上放出割合	全量瞬時放出	地震によりサービスエリアの気 密機能喪失を仮定。	

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の1次ヘリウムサンプリング設備の配 管等が破損し、1次冷却材がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスであ る電源設備及び圧縮空気設備が機能喪失し、原子炉格納容器隔離弁はフェールクローズす るものとする。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとす る。

- (1) 事象のフローチャート及び放出経路
 - 1) 事象のフローチャート



2) 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値) 設定理由	
事象の想定条件	1 次ヘリウムサンプリング	`設備の配管等の破損
サービスエリアへの放出に	①原子炉格納容器内の1 次へリウムサンプリング 設備内を循環する核分裂 生成物の一部	 ①1次ヘリウムサンプリング設備の配 管の断面積を用いた臨界流速と原子 炉格納容器隔離弁閉までの期間(5 秒)による。なお、事故発生時に燃 料限界照射試験の実施を仮定。
п于, ³ 依万衣工/成♥/里	②原子炉格納容器外の1 次へリウムサンプリング 設備内を循環する核分裂 生成物の全量	②地震後、1 次ヘリウムサンプリング 設備内のヘリウムは、全量サービス エリアに放出されるものとしてい る。
サービスエリア内からの地 上放出割合	全量瞬時放出	地震によりサービスエリアの気密機 能喪失を仮定。

気体廃棄物処理設備

地震によって、気体廃棄物処理設備の減衰タンク等が破損し、1次冷却材が原子炉建家 内へ放出される。原子炉建家に放出された1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとす る。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路





	設定(値)	設定理由	
車毎の相空冬仲	気体廃棄物が最も多く貯蔵されている気体廃棄物処理設備の破		
争家の忠定朱忤	損		
		減衰タンクは、事故発生直前まで2	
「百子に建定へ 折出 くわ」	減衰タンク内の放射性ガ ス全量	ヵ月間連続しており、1 次ヘリウム	
広 」 が 建 豕 、 放田 C 4 し		純化設備の再生オフガス及び1次へ	
る核力农主成物の重		リウムサンプリング設備のオフガス	
		の流入直後の破損を仮定。	
原子炉建家から環境へ	人見照明出版「お川」	地震により原子炉建家の気密機能喪	
の放出過程	王重瞬吁地上放出	失を仮定。	

(2) 評価条件

燃料破損検出装置

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の燃料破損検出装置の配管等が破損 し、1次冷却材がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスである電源設備 及び圧縮空気設備が機能喪失し、原子炉格納容器隔離弁はフェールクローズするものとす る。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとする。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路

1) 事象のフローチャート



2) 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	燃料破損検出装置の配管等の	破損
サービスエリアへの放出に 寄与する核分裂生成の量	①原子炉格納容器内の燃料 破損検出装置内を循環する 核分裂生成物の一部	 ①燃料破損検出装置の配管の断面積を用いた臨界流速と原子炉格納容器隔離弁閉までの期間(5秒)による。なお、事故発生時に燃料限界照射試験の実施を仮定。
	②原子炉格納容器外の燃料 破損検出装置内を循環する 核分裂生成物の全量	②地震後、燃料破損検出装置内 のヘリウムは、全量サービスエ リアに放出されるものとしてい る。
サービスエリア内からの地 上放出割合	全量瞬時放出	地震によりサービスエリアの気 密機能喪失を仮定。

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の照射試験装置スイープガス配管が破 損し、1次冷却材がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスである電源設 備及び圧縮空気設備が機能喪失し、原子炉格納容器隔離弁はフェールクローズするものと する。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとする。

- (1) 事象のフローチャート及び放出経路
 - 原子炉格納容器外隔離弁の下流 側のスイープガス配管の破損 スイープガス及び核分裂生成物がグ ローブボックス内に流出 原子炉格納容器隔離弁閉 (フェールクローズ) グローブボックスから原子炉建家内へ の核分裂生成物の放出 原子炉建家から大気中への核分裂生 成物の地上放出
- 1) 事象のフローチャート

2) 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	照射試験用実験設備のスイープガス配管の破損	
スイープガス配管外筒内 への放出に寄与する核分 裂生成物の量	燃料照射キャプセル内に存 在する核分裂生成物の量 希ガス:約5.9×10 ¹² Mev・Bq よう素:7.0×10 ¹¹ Bq	約 15g の UO ₂ を出力約 450W で 660 日 間照射したときの核分裂生成物の蓄 積量に相当。
切断口から放出されるよ う素の割合	1/10	スイープガス配管の内壁への沈着に より、破断口から放出されるまでに 低減される割合に余裕をとった値。
スイープガス配管の内壁 に沈着しているよう素の 量	約 3.7×10 ¹⁰ Bq	スイープガス配管の外筒内への放出 に寄与するよう素の配管内面への全 量沈着後、30日間崩壊による低減を 考慮した値。
スイープガス配管の内壁 に沈着しているよう素が 破断口から放出される割 合	60%	実験に基づき離脱割合を設定。
スイープガス配管外筒内 からの地上放出割合	全量瞬時放出	地震によりグローブボックス及びサ ービスエリアの気密機能喪失を仮 定。

地震によって、1次ヘリウム貯蔵供給設備の貯蔵タンク等が破損し、1次冷却材が原子炉 建家内に放出される。この場合、原子炉建家内1次冷却材は、瞬時に地上放出するものと する。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路



2) 放出経路

設備内の核分裂生 成物の全量	─────────────────────────────────────

(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由		
車毎の相守冬州	炉停止後の1次冷却認	と備の減圧により、1 次冷却材全量を内包す		
事家の忍足未住	る1次ヘリウム貯蔵供	る1次ヘリウム貯蔵供給設備の貯蔵タンク等の破損		
百乙后建字内。故山		炉停止後の物理的崩壊及び1次ヘリウム純		
尿于炉建家内へ 成山 されて 抜八刻 生 亡 悔	設備内の1次冷却材	化設備により核分裂生成物の濃度が減少し		
される核方表生成物	の全量	た1次冷却材を貯留している1次ヘリウム		
0)里		貯蔵供給設備の破損を仮定。		
原子炉建家から環境	人見照此地「お川」	地震により原子炉建家の気密機能喪失を仮		
への放出過程	至重瞬吁地上放出	定。		

耐震重要度分類と安全重要度分類の対比を示すこと。

<回答>

別紙参照

別紙(1/6)

耐震重要度分類及び安全重要度分類の比較表

耐震クラス	クラス別施設	設備	安全重要度分類
		原子炉圧力容器	PS-1
	(i) 原子炉冷却材圧力バウンダ リを構成する機器・配管系	原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器(中間熱交換器等)・配管(1次ヘリウ ム配管(二重管)等)・循環機(1次ヘリウム循環機等)・弁(1次冷却設備の主要 弁等)	PS-1
		電気計装設備 (監視の一部)	MS-2
	(ii)使用済燃料を貯蔵する	使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール	PS-2
	ための施設	原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック(上蓋を除く)	PS-2
	 (iii) 原子炉の緊急停止のために 急激に負の反応度を付加す るための施設及び原子炉の 停止状態を維持する施設 	制御棒及び制御棒駆動装置(スクラム機能に関するもの)	MS-1
		制御棒案内管	MS-1
S		炉心支持鋼構造物(拘束バンドは除く)	PS-1
		炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支持機能のみ))	PS-2
		電気計装設備(安全保護系(停止系)に関するもの)	MS-1
	(iv)その他	1次ヘリウム純化設備(原子炉格納容器内のもの)	PS-2
		破損燃料検出系 (原子炉格納容器内のもの)	PS-3
		1次ヘリウムサンプリング設備(原子炉格納容器内のもの)	PS-3
		原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁(1次冷却材を内蔵する1次ヘリウム 純化設備等の原子炉格納容器貫通部配管・弁)	MS-2
		電気計装設備(監視の一部)	MS-2

耐震クラス	クラス別施設	設備	安全重要度分類
	(i)	1 次ヘリウム純化設備(S、C クラスに属する設備を除く)	PS-2
	原子炉冷却材圧力バウンダリ に直接接続されていて、1次 冷却材を内蔵しているか、又 は内蔵し得る施設	破損燃料検出系(S、Cクラスに属する設備を除く)	PS-3
		1 次ヘリウムサンプリング設備(S、C クラスに属する設備を除く)	PS-3
		補助冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ、Cクラスに属するものは除く)	MS-2
	()	補機冷却水設備(Cクラスに属するものは除く)	MS-2
	(1)原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	炉心支持鋼構造物の拘束バンド及び炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支持機 能のみ)を除く。)	PS-2
		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	MS-2
В		制御用圧縮空気設備	MS-2
	(iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリ 破損事故後、炉心から崩壊熱 を除去するために必要な施設	炉容器冷却設備(Cクラスに属するものは除く)	MS-2
		補機冷却水設備(Cクラスに属するものは除く)	MS-2
		中央制御室遮へい	MS-1
		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	MS-2
		制御用圧縮空気設備	MS-2
	(iv)	原子炉格納容器	MS-2
	原子炉冷却材圧力バウンダリ 破損事故の際に圧力障壁とな	原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁(1次冷却材を含まない補機冷却水設 備等の原子炉格納容器貫通部配管・弁)	MS-2
	り、放射性物質の拡散を直接 防ぐための施設	隔離弁を閉とするに必要な電気計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関す るもの)及び制御用圧縮空気設備	MS-2

別紙(3/6)

耐震クラス	クラス別施設	設備	安全重要度分類
В	 (v) 放射性物質の放出を伴うような設計基準事故の際にその外部放散を抑制するための設備で上記(iv)以外の施設 	非常用空気浄化設備	MS-2
		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関する もの)	MS-2
		制御用圧縮空気設備	MS-2
	(vi) 使用済燃料を貯蔵するため の施設	使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック(上蓋を除く)	PS-2
	(vii) 放射性廃棄物を内蔵してい る施設、ただし、内蔵量が 少ないか又は貯蔵方式によ りその破損によって公衆に 与える放射線の影響が年間 の周辺監視区域外の線量当 量限度に比べ十分小さいも のは除く	廃棄物の廃棄施設(C クラスに属する設備を除く)	PS-2

耐震クラス	クラス別施設	設備	安全重要度分類
В	 (viii) 放射性廃棄物以外の放射 性物質に関連した施設 で、その破損により公衆 及び放射線業務従事者等 に過大な放射線被ばくを 与える可能性のある施設 	燃料交換機	PS-2
		原子炉建家天井クレーン	—
		放射線低減効果の大きい遮へい	—
		原子炉圧力容器リーク検出配管	—
		使用済燃料貯蔵建家天井クレーン	_
	(ix) 使用済燃料を冷却するた めの施設	使用済燃料貯蔵設備プール冷却浄化設備(プール水冷却に関する部分)	—
		補機冷却水設備(Cクラスに属するものは除く)	MS-2
		電気計装設備	MS-2
		制御用圧縮空気設備	MS-2
	 (x) 放射性物質の放出を伴う ような場合に、その外部 放散を抑制するための施 設でSクラスに属さない 施設 	使用済燃料貯蔵建家換気空調設備の一部	
耐震クラス	クラス別施設	設備	安全重要度分類
-------	--------------	--------------------------------------	---------
В	(x i) その他	炉内構造物(S クラスに属するものを除く)	PS-2
		後備停止系	MS-2
		後備停止系案内管	MS-2
		非常用発電機及びその計装設備(安全保護系(工学的安全施設)に関するもの)	MS-2
		制御用圧縮空気設備	MS-2

別紙(6/6)

耐震クラス	クラス別施設	設備	安全重要度分類
		制御棒駆動装置(スクラム機能に関する部分を除く)	—
	 (i) S, B クラスに属さない 施設 	補助冷却設備(二重管内管、補給水系等に属する設備)	—
		炉容器冷却設備(熱反射板、薬液注入に関するもの)	—
		2 次ヘリウムサンプリング設備	—
		新燃料貯蔵設備	
С		2 次ヘリウム冷却設備	PS-3
		加圧水冷却設備	PS-3
		1 次ヘリウム純化設備(冷水供給系等)、1 次ヘリウムサンプリング設備(ガ	
		ス供給系)、破損燃料検出系等(冷却水系等)	
		2 次ヘリウム純化設備	—
		1 次ヘリウム貯蔵供給設備	PS-3
		2 次ヘリウム貯蔵供給設備	PS-3
		廃棄物の廃棄施設のうち、高放射性物質に関連した部分を除いた部分	PS-3
		使用済燃料貯蔵設備プール冷却浄化設備(プール水補給に関する部分)	—
		消火設備	MS-3
		換気空調設備	—
		電気計装設備 (S、B クラスに関するものは除く)	_
		補機冷却水設備(補給水に関するもの)	—
		一般用圧縮空気設備	
		一般冷却水系	_
		その他	—

制御棒案内管の構造について

